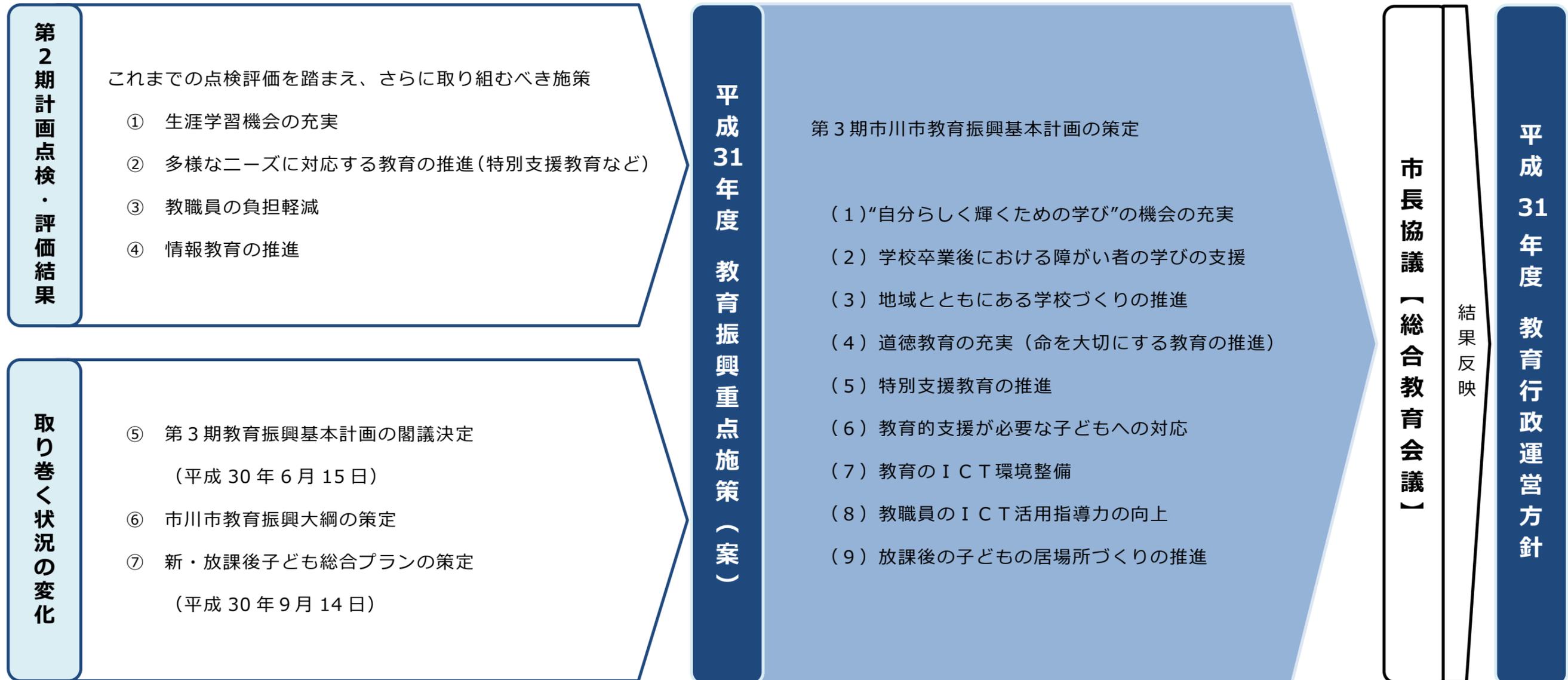


平成31年度 教育振興重点施策（案）の概要



○ 市川市総合教育会議の運営に関する要綱 ※抜粋

2 協議及び調整を行う事項

(1)市川市総合教育会議において協議及び調整を行う事項は、法第1条の4第1項に定めるとおりとし、例示するとおおむね次に掲げるとおりである。

- ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定等
- ② 翌年度の教育行政運営方針に係る重点施策